

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金 申請要項

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染防止対策を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下「認証制度」といいます。）の認証を取得する飲食店に対し、感染防止対策に係る費用を補助します。

2 補助対象者

以下の飲食店を営む事業者

- ① 認証制度の認証を受けた飲食店
- ② 認証制度の対象となる飲食店であって、認証を受けるために申請しているもの

<参考：認証制度の対象となる飲食店の条件>

- (1) 食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が営む施設であること。
- (2) 日本標準産業分類「中分類 76-飲食店」に分類される県内の事業用施設であること。
- (3) 以下のア～ウのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
 - イ 店内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店、キッチンカー、露店等）
 - ウ 食品衛生法施行令第 35 条第 3 号から第 34 号に規定する営業を行う施設（宿泊を主とした施設）

3 補助の内容

(1) 対象費用

概 要	補助対象となる飲食店が、新型コロナウイルス感染防止対策のため、設備や消耗品の購入等に要した費用（詳細は資料 1 のとおり）
対 象 期 間	領収書に記載された支払日の期間が <u>令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 3 年 12 月 31 日(金)までのもの</u>
注 意 点	申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合（ <u>見込みを含む</u> ）は、 <u>その額を控除した金額が対象</u> となります。

(2) 補助額

「(3) 補助上限額」までの、対象費用が全額補助されます。

(3) 補助上限額

上限額算定面積（資料 2 のとおり）の合計に応じて設定されます。

上限額算定面積	補助上限額	備 考
①200m ² 未満	1 0 万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m ² 以上 400m ² 未満	2 0 万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m ² 以上	3 0 万円	

(4) 申請期限

予算の執行状況により、以下の期限を待たずに受付を終了する場合があります。

申請期限	令和4年1月21日(金)※
------	---------------

※電子申請の場合 : 同日午後5時まで受付分
書面申請(簡易書留)の場合 : 同日までの消印有効

(5) 注意点

- ・申請できる回数は1施設につき1回限りです。
- ・申請内容に間違いがある場合や認証を取得されなかった場合には、補助金の返還を求めることがあります。

4 申請手続き

(1) 申請方法

①電子申請	(準備中)
②書面申請	「(2) 申請書類」を揃えていただき、以下の宛先へ簡易書留で郵送してください。 〒420-0853 静岡県葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザマビル2F ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局 行

(2) 申請書類

必要書類	様式	必要な場合
①交付申請書	様式第1号	全員(必須)
②飲食業に係る営業許可証の写し		
③振込先口座の通帳写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カナ)が分かるもの)		
④誓約書	様式第2号	
⑤対象経費計算書に領収書の写し(購入者、購入日、購入店、購入した設備等の内容・金額が確認できるもの)を貼付したもの	様式第3号	申請の対象に、資料1の「1設備」を含む場合
⑥申請する設備の設置状況が分かる写真(カラーに限る。)		
⑦上限額算定面積計算書(図面を添付)	様式第4号	
		20万円又は30万円とする場合(資料2を参照)

※その他の資料について

申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合(見込みを含む)は、その申請書の写しや交付決定通知書の写しなど、補助事業名や金額等が分かる資料を添付いただくと、手続きがスムーズになります。

5 補助金受給後について

(1) 設備の管理

本事業によって取得し、又は効用を増加させた設備については、本事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

(2) 設備の処分の制限

補助金の対象となった設備のうち、価格が 50 万円以上の場合、処分（目的外用途での使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、債務の担保とすること）することが制限されることがあります。

なお、この補助金により購入したものの処分等により収入があるときには、その収入の全部又は一部を納付していただく場合もあります。

(3) 消費税仕入控除税額等報告書

補助金の受給後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、消費税仕入控除税額等報告書（様式第 5 号）をご提出ください。

6 問い合わせ先

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）